01 警察庁 構造改革特区第21次 再々検討要請.xls

管理コード 要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 措置の 分類 内容	各省庁からの授業に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 「措置 の分 の内 類」の 容」の 見直し 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討委請	提案主体からの再意見	提案 事項 管理 番号	医主体名 都道	府県 制度の所管・関係 省庁
「105・1222搭乗 支援ロボットの公 010010 経来録年表』にお ホット公主義 施支件の版報の)	(移動 選楽 道路X通法(昭和35年法律第10 分 号)第77条	来延末線に係る温路作用計可の取扱いに続ける 基準において、強延実験中に、当片者等との第 基準において、強性実験中に、当片者等との第 がありからない。 がよりが最初に、多行者等に微性を見ますおけんが生じた場合の安全措置、異常発生時の連結門 国等をとさんの安全男後(指表を見するとれ か上に指索していない者に限る。) を配置することとしている。	構造改革特区の特定事業105・1222の「搭 、型移動支援ロボットの公道実証実験事業」に けるロボット公道実験の実施要件の緩和を するもの。	つくば市では、「指乗型移動支援ロボットの公達実証実験事業」について「つくばモビリティのボット実験特配計画」の認定を受け、ロボットの公達実験を行ってきた。これまでの実験により、ロボットの有効性、最初性、安全性について一定の確認を行ってきた。 できたことから、今後、ロボットの有効性、最初性、安全性について一定の確認をすることが、またしませての実施を無については、外核の実験情報を参考してたませい。」、つい、東によっせては、外核の実験情報を参考してたませい。」、つい、東には、日本の直について実施実件の規制を要望する。 25 1 ロボース・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	С	保安委員の配置については、指乗型移動支援ロボットの実験中に事業が発生した場合等の緊急時の連絡や周囲の歩行者への注意場合を実施するだと実証実施を安全に実施するため、実証実施 意場起を実施するだと実証実施を安全に実施するため、実証実施 に各心道路使用性の取扱いに関する基準に書きれているこ カーライフェーメー等ではていると、最高事業に対し迅速かつ的 がなる、当所としては、食物からの要を受けて、指導を移動支 援ロボットに搭集した状態での機構が走。自転車機断帯の急行を 接口が、いたは、裏布がの事業を受けては、大きを移動 が、高温等のよると、実験の影響ともところ、当該無利が実施されて場合、機断が連絡等が目的における自動車をかの交通事故等 の主が想要されると、実験の影響はは素素さんの変更事故等 の主が想要されると、実験の影響はは素素をもの変も思されて スに各様素型整線支援ロボットの比例に保安をを配置する必要 性性、以前にも増して高まるものと考えられる。			C				1 0 2 8 0 1 0	茨城県	要報行
「105・1222指乗の 支援ロボットの公 010022 証券禁事。にお ボット公主乗り、にお 施要件の最相心	接動 選奏 選携交通法(昭和35年法律第10 の美 号)第77条	実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する 基準において、無常数数を提出ポットが104ー メートル毎時を混える速度を出てよができない 構造である場合には、一定の間隔でカラーユーン を登置する。新編に表来を行うなの法によ り、実施の実施場所の現まを示すための措置をよ もこととしている。	構造改革特区の特定事業105-1222の「福 数等助支援ロボットの公道支援実施事業」 けるロボット公道支援の実施支件の報和を するもの。	つくば市では、「係要型移動支援ロボットの公連実証実験事業」について「つくばモビリティロボット実験特別を開って設定を受け、ロボットの公連実施を行ってきた。これまでの実施によりましてからから、身後、ロボットの実利用を目指したより実現すの社会実施を行ってきた。これまで大きたことから、今後、ロボットの実利用を目指したより実現すの社会実施を行うことがいこれまでの実施起業については、例如の実施を書きき継いたださい。」ついて、また、実証実施に係る道路使用計可の基準や道路運送専門の保証を単位により、アウロにより、実施を検証と係る道路使用計可の基準や道路運送専門の保証を制定して、対している。 第2 カラーコーンの設定などによる実施場所の効果を示すための措置 これまでの実施を手の機能の通行は手動が返行者が多いことが分かった。多行者が近づいてきたときには、ロボット搭乗者が修行や停止をすることで、危険を回避することができた。まて実験状況を観していてあったが一方でありがある。てロボットの支行機能では、また実験状況を観していてあったのでは、またまないのようによってロボットの通行場所の境界を示すたのの措置は不要と考える。		実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準を変更して、「・搭車部移動支援ロボットがいキロメートル傷跡を超える道度 を出すことが守在は、構造である場合には、実施場所の境界を示すための措置をとること。」を用除することとする。			A N				1 0 2 6 つくば市 2 0	茨城県	整额庁
「105・1222搭乗 支援ロボットの公 010030 証券執事業」にお 「ボット公法表験 施変件の機和③	移動 選美 運搬 運搬 選請交通法(昭和35年法律第10 分 号)第77条	実証実験に係る道脳使用許可の取扱いに関する 5 高率において、指乗型移動支援セポットの活象者 5 が、当該ロボットの大きさ及び構造並びに原助機 の大きさにひに道案を終そ受けている必要がま ることとしている。	構造改革特度の特定事業105.1222の「開 国場際設理のポックの追案証実験事業」 あるログック・企業実験の実施医科の最和を1 するもの。	つびば市では、「係最型移動支援ロボットの公連素証実験事業」について「つびばモビリティロボット実験特殊計画」の認定を受け、ロボットの公連実験を行ってきた。これまでの実験により、ロボットの有効性・緩和性・安全性について一定の確認をすることができたことから、今後、ロボットの有効性・緩和性・安全性について、一定の確認をすることがいてきた。これまでの実験結果については、別語の実験特別を含まりませいだけませい。これまでの実験結果については、別語の実験特別を含まりませいだけませい。これは、実証を実施に係る通路機関所の基準や直接を重要の実を基準に関して、東京、任意、日本の大学の議略を受益する。「無事者」のは「全地で、大学の基準を実施である。」「一般を表現して、大学の表現して、実施を行っていて、国際を発展して、実施を行っていて、いる。また。それで、日本の大学を表して、大学が大学である。という、日本の大学を表して、大学が大学である。という、日本の大学を表して、大学が大学を表して、大学が大学を表して、大学が大学を表して、大学が大学である。大学を表して、大学が大学である。大学を表して、大学が大学である。大学を表して、大学が大学である。大学を表して、大学が大学である。大学を表して、大学を表して、いる。またまですることが可能なことから、歩行者等の近くにいる場合に多くないで、大学を表して、大学を表して、大学が大学を表して、大学を表している。まりまするのは、大学を表している。まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	С	「搭乗型移動支援ロボットの公選実証実験事業」については、未だ その安全性が増配されていない。 を行うものと素別にいるところ、その安全な実施のからには、一 を行うものと素別にいるところ、その安全な実施のからには、一 免料の所持は不可欠であると考えられる。 なお、当所としては、責市からの実定を受けて、指書投降動支 提口ボットに搭集した状態での傾断が走。自転車機断帯の通行を 扱めの大く実証実施に係る道路使用のの政数いに関する基準 の振行を検別にいるところ、当該機がが実施された場合、領部が の振行を検別にいるところ、当該機がが実施された場合、領部が の機がを検別にいるところ、当該機がが実施された場合、領部が あると、実験のを設定は係る道路の世界もれるとした。指乗型 移動支援ロボットを運転するとしたの連路交通法令に関する知識の 必要性は、以前にも思して高まるものと考えられる。			С				1 0 2 6 0 3 0	茨城県	整條庁
「105・1222指奏型 交換ロボットの公 010049 証券終事業」にお ボット公主義 施要件の報和会	3 選集交通法 (明和35年法律第 10 5年) 第77条 (2 世末 文通 英間係構立 選手等 (2 世末 文通 英間係構立 選手等 (2 世末 文通 文明)	の ・ 実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関す 通 ・ 表証実験に係る道路使用許可の取扱いに関す 通 ・ 表証実施において、指揮実験整数実任ロバットがご議会 は、「無明報音を受けたが、状態を係るといない場合 には、実施時間を日出時から日辺時までの時間 ・ に関心ととしている。と関のの通常が ・ のに対しているいては、足間のの通常が をのに扱っては、と関のの通常を基準 のの概例が開発となるよう指置をれている。 のの	構造改革特区の特定事業105.1222の「福 25年前支援ロボットの公道支援実施事業」 けるロボット公道支援の実施要件の報和を するもの。	つびば市では、「福幸型移動支援ロボットの公連来証実験事業」について「つびばモビリティロボット乗数特位計画」の認定を受け、ロボットの公連実験を行ってきた。これまでの実験により、ロボットの有効性・緩和性・安全性について一定の確認を行ってきた。 にできたことから、今後、ロボットの有効性・緩和性・安全性について一定の確認を行ってきた。 いておっての実験結果については、別語の実験報告書を参加いただぎたい。)、つい では、実証実施は、G油頭を開刊の返車や油語を連ま期の保定基準に関して、以 さいては、実証実施に、G油頭を開刊の返車や油部を連ま期の保定基準に関して、以 では、表記を提出、Gー油が乗車を選手が割削がの設置が開発が行った。 は、では表記を持ち、機能を表記する制度がである。 現状では表間先行実験を行うたがした様安定基をと満すす削削の設置が機器づけら れている。これから定間の実験を行うたとを割れているが、多速を上行する際、保 基準定点と手間形式は扱いするで同時する書で者に対して設定であると考えられ の、多速を行する場合の場面がでナインであり、その程度の開度の開展がの設置が促ましいと考えられる。	D	現行においても、優安基準を満たす前原料を取り付けて専問を表 行することは可能です。ご指摘のあった前原料のを度について は、「安全な運行を確定するる場合が変形」と規定しているところで あり、特段の緩和措置は不要と考えています。			D				1 0 2 6 0 4 0	茨城県	無影庁 国土交通省
「105・1222構業 支援ロボットの公 010050 証券特率系にお ボット公主表 施安件の緩和5	移動 選集 通券 付金 分割 分割 分割 	家証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する る差として、情報を当、自証準値等を通すさ とさば、振葉を設定はポットから降率して移 助することとしている。	構造改革特区の特定事業105・1222の「指 受勢動変性ロボットの公道業は実験事業」に 行るボケーン温・素質の実施要件の機和を主 するもの。	つびば市では、「橋乗型移動支援ロボットの公連来越来業」について「つびはモビリティロボット楽数特位計画」の認定を受け、ロボットの公連来越を行ってきた。これまでの実施により、ロボットの有効性、緩和性・安全性について一定の確認を行ってきた。これまでの実施により、ロボットの有効性、緩和性・安全性について一定の確認を行ってきた。したまでの実施により、ロボットの有効性・緩和性・安全性については、大変な機能を行っていた。別能の実施特別を含まるとかいては、実施を実施した。当時の事項である。本の表面について実施業件の機能を受益する。機能がより、自然について実施業件の機能を受益する。機能がより、自然について実施業件の機能を受益する。と、機能が当場にある。は、日本の場合について実施業件の機能を受益する。と、機能が当場にあることが認められないとされていた。これでは、そのより、ロボットに指揮した。まず生物がスムーズに行えること、横断を選のでいた。これでは、大変を対していた。これでは、大変を対していた。これに行えること、横断を選の主には、大変を対していた。これに行えること、横断を選の主に対していた。これに行えること、機能を選出されていた。これに対していたがでは、これに対していた。これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対していたがでは、これに対しているに対しに対しているに対しているに対しないるに対しているに対しないるに対しないではなりにはなりできないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しなり	A IV	来証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準を変更して、 機断多道及び自転車機断帯の通行に関し、以下の基準を全て満 たす搭乗型移動支援ロボットについては機能が選進通行すること 及びそれ以外の電車を診動支援ロボットについては関助と直接 転車機断帯と進行し、自能車機断帯のない場合の外機関か選を 選手をよいない。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 一般では、一般では、一般では、一般では、 一般では、一般では、 ・多行者に危害を及ぼす鋭利な突起物がないもの。			A N				1 0 2 6 0 5 0	类城県	警察庁
医療機関をからとし 機関を 受験を の 100000 1	な事 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	連絡交通法統行令(明和15年政令第270号)第1 条第1項各号に規定する自動車について、各部 連得解公安委員会が、緊急自動車として届出を 受け、又は指定を行っている。	文通事故が発生した直接の現場に調査員(学者と搭極従事事等が緊急走行を行い交換とつだけの実施を行い開設成を行い情報収集レデーターンにするため、最近貴の連続する調査(で実态を行うを行う。	②基本的の形像部を削減するには、交通事故を削傷機関型・指導軽減が傾向で更 空である。このためには、乗り物能開議、自動に自動、自動業等の交換金ンステム同 ができ、安全な認識計画・建設、交通ルールの交換、投送を2000年の次度など が重要である。 そして当然ながら、これの交通安全の予防機能のためにはこれで明報が必要で、現が 国の道路社会で実際に乗生している交通事故の計解に認定とデーク分析が必要で、現が 区である。 大である。かが側には、このような運動・検証・機能が上が新せいのかでが必要である。 大である。かが側には、このような運動・検証・機能が上が新せいのが年にている あり、資金不足や警察との連携を内容の理由のために有かに機能でせいながに、 本の表の対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	С	緊急自動車については、信号に従わない走行等の緊急を行により退路における危険を生じさせら側面もあることから、緊急用務の変更と連絡に対る危険かよりの影響を引進したよう。 選出 通過 大力 できまった (大力 は 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	接楽主体からの意見を踏まえ、再 し、回答されたい。	「それ(緊急走行)による公共的利益を社会一般が受け ことが制度的に担保されている」とは、緊急事業に関 が表していました。公共的基本と対金を対している。 の緊急を打を行っている。いる、いる、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、対象が基本と対金・数が明さる。 度後 では、、は、対象が基本と対金・数が明さる。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	て定と交で引もな。に、用きた調る大せ、選挙に活なけ分間員な観ないのな行 もす分間員な観ないのな行	(急自動車の対象となる具体的な自動車の種類について、連邦な選出の対象となる具体的な自動車の種類にありき選出を指令一般が受ける。 あられているが、「公共的時間を計像一般が受ける。 あられているが、「公共的時間を計像一般が受ける。 ある。これは、緊急側を制まれているが、「最後を目標を対していては、緊急を目れましたする。 ある。これは、緊急側を制まっていては、緊急を対しましたがものまた。そのような危険が少まする。ことからものまた。そのような危険が少まする。ことからものものというな、「最多に関本のような意味が生する。ことから観りから、そのような利益を対しています。「最多に対して対象を対しました。」 なる、共和の対象となるとはいます。「最多に対象とすることは、よる、「最多に関本となる自動車のが担ぎり集とすることは、よる、「最多自動車と必要自動を対していて、「最多自動車と必要を対した」を一ついて、「最多自動車と必要を表する」となっていて、「最多自動車と必要を表する」となっていて、「最多自動車と必要を表する」となっていて、「最多自動車と必要を表する」というない。「最後を生むながある。」というない。「また、「最多になっていて、「最多自動車と必要を表する」とない。「また、「また」というない。」というない。「また」というない。「また」というないる。「また」というない。「また」というないる。「また」というないる。「また」というないる。「また」というないる。「また」というない。「また」というないる。「また」といる。「また」というないる。「また」といる。「また」というないる。「また」といる。「また」といる。「また」といる。「また」といる。「また」といる。「また」といる。「また」といる。「また」といる。「また」というないる。「また」といる。「また」といる。「また」といる。「また」といる。「また」といる。「またり、これる。「またり、これる。「またり、これる。「またり、これる。」といる。「また	会議案主体からの意見を踏まえ、再度検 対し、回答されたい。	本語者は日本大学、交通を全環境研究 作品を大学というという意味。 (地球を 定当力が一人を指して、 には力が一人をはのできる性で、 が出力が一人をはついるのできる差に関するが多く。 は著き経過のための安全差が上切するでは、 のう程度が高く実施の変を過ぎましまってある。 では、なるできるでは、 では、なるできるでは、 では、 なるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1 0 日本医科 7 較病院を 1 0	i大学千葉北 命教急セン 千葉県	整條庁

01 警察庁 構造改革特区第21次 再々検討要請.xls

管理コード 要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提業理由	措置の措置 分類 内	重の 容 名名庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 「措置 の分 の内 類」の 容」の 見直し 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討委請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提來 事項 營理 提來主体名 都道府県 番号	制度の所管・関係 省庁
語条型移動支援ロボット 010070 のよ選(朝野歩選合者が た)における実験走行	道際交遷法(昭和35年法律第105号)第77条	現在芝城県 - ハ(信用において構造改革等別区 制度と利用して実施されている情報を影響を 関係を利用して実施を表す。 一、日本のでは、一、日本のでは、 一、日本のでは、一、日本のでは、 一、日本のでは、一、日本のでは、 ・、日本のでは、一、日本のでは、 ・、日本のでは、一、日本のでは、 ・、日本のでは、一、日本のでは、 ・ 日本のでは、 ・ 日本のでは ・ 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本の	照行法の制度(搭乗監修動支援ロボナルの公 域 実証実算事業)では、特区認定後、一定の委 度 内において、参道の逐行的可能となるが機能 持っ道の運行がでを払いた。大手所は実験や 持ち道の運行が登出し、スーズかつ有効的な 定力実験に必須加、そこで、安全制定等の一 定立業に基準が開始。 における完全した。 における完全した。 を行業における。 を行業における。 を行業を必ずが必要し、これで、を必ずにあり、 を行業における。 を行業を必ずが必要した。 を行業を必ずが必要した。 を行業を必ずが必要した。 を行業を必ずが必要した。 を行業を必ずが必要した。 を行業を必ずが必要した。 を行業を必ずが必要した。 を行業を必ずが必要した。 を行業を必ずが必要した。 を行業を行業を行業を行き、 のである。 を行業を必ずる。 を行業を必ずる。 を行業を行業を行業を行き、 のである。 を行業を行業を行業を行業を行き、 のである。 を行業を行業を行業を行業を行業を行業を行業を行業を行業を行業を行業を行業を行業を	「機能方達の支持について] 機能方達の支持について] 機能方達の支持ができないことで、ロボッかの美障と持ち運びが発生し、有効性か 安全性等を把握する走行機能には不十分である事から、機能方達に対けるロボリ 走行許可を膨いてい、空港周辺の走行予定エリアに横断歩進が多々存在。 「機断歩進の走行時の安全外策」 「上行時の速度を他か小払下とする。 は、大きないのでは、大きないないでは、 機能方差に対している。 と行機には一大きな数を失いない。 と行機には一大きな数を失いない。 と行機には一大きな数を失い。	満羽横行 ・、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	実証実験に係る道路使用許可の取扱い二関する基準を変更して、摂断歩退及び自転車模断帯の通行に関して、以下の基準をで で第二寸指乗型移動支援ロボットについては機断歩速を通行する になびその状かの需要型的場合はボットについては機断を通りする ではないでもかりの需要型的を見ないかったのでは無常との子模断が である。 一長が10センチェートル、間の10センチェール、高さが10 センチェールと耐えないとの ・6キロメートルを耐き在見る速度を出すことができないもの ・か行者に危害を及ぼす飲料な突起物がないもの。			A W					1 0 2 日本収集ビルデング 東京都 1 0 0	整察庁
搭集型移動支援ロボット 010080 の差行委隷の実態場所 (道路要件)の最初	道際交通法(昭和35年法律第105号)第77条	現在英城県へば市において構造改革特別区 制度を利用して実施されている研奏登録勘支 のボットの公譲支援実験においては、道府保育 の政後以に関する基準とは、海保育 のの表別へに関する基準とは、海保育 通常報等が通常が可の交通機が研究をされて 全部報等が通常が可の交通機が研究をされて 20/一トル以上ある場所で実施することとしてい も、	域 選 接 接 接 接 実 接 実 を ま を ま を に ま を を を を を ま を を ま を を を を を を を を を を を を を	審察型等極支援口用小かの定行業務を行い、可读の観光態度にいる清晰空港 おけるサービの飲養を目指し、有効化、安全性の特殊を行う。 開状の「指乗型等動支援ロボッかの公道実施実験事業」では、実施場所の要件が、 「環境がおけるボンーかはより直接を参与性育力には、実施できる場所が保険される。 「環境が高いなが、一般としては実施エリブにおいて、進行できる場所が保険される。 はまたい、「他人」というではませまして、「またできる場所が保険される。 はまたい。」 「提案の育業」 (1) 広な利用 田芝港において、「指乗型等動支援ロボットは新たな移動ツールとして 三定接受事者で空港利用者等に大いに活用が受込まれる。 (2) 更なる国際化が期待される別田空港において、日本が世界に持るロボット技術 国内外に同けを促し、日本の中と経済の活性やへの事かを目指す。 (3) 別田芝港の位置する大田区に日本有象の男工場を形成している事から、ロボ を選したエイドリの産業活性にへの貢献を目指す。 (4個 1 5mの参選につまれまいが可能である。 コポットにおいてもかけである。 コポットにおいてもかけでは、現実的に対象に対の可能である。 コポットにおいてもかけである。 コポットにおいてもかけでは、現実的に対象にいるのできが多く存在している。 (概2 1 5mの参選につかして (概2 1 5mの参選にの子付きのでき対象に対する。 (概3 1 5mの参選にの子付きのできなが、1 5mのを一分である。 コポットにおいてもかけである。 コポットにおいてもかけである。 コポットにおいてもかけである。 コポットにおいてもかけである。 スポースとかけては、現実的にはあり、1 5mのを一分である。 コポットにおいてもかけである。 コポットにおいてもかけでは、アメリカードを表している。 (概3 1 5m~3 mのを)は、アメリカードを表している。 (概3 1 5m~3 mのを)は、アメリカードを表している。 (概3 1 5m~3 mのを)は、アメリカードを表している。 (概3 1 5m~3 mのを)は、アメリカードを フォースを フォ	行行まれ 	実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準を変更して、以下の基準をで満まず指乗が勢動支担のボットについては、実施を発力を表現しませいます。またが、たまが、2、まがパロセンテナール、偏7のがセンテナール。高さが1のセンテナールを持た混るが、またが、2、まがパロセンテナールを持た混るが、2、まが、2、またが、2、まが、2、ま	右接筆主体からの意見を踏まえ、両計し、回答されたい。また、右接案主人、右接案に、 搭乗定路数支援ロボットは、回答によ を参加が削し流が上げることができ どうか明らかにされたい。	幅員の緩和要件として、原動機を用いる歩行補助事等の基本とあるが、歩行補助率等は主に建った水型で運行するものである。本実験では上に建った水型で運行するものである。本実験ではより自然から行のよう。 は、立て運行する情報の影響を指す。 用力は水である。本実験では少ながある。 用力は水である。本実験では少なが、 の一般である。 10-25 10	C IV	責社接案に係る実験において使用されるロボットについては、規段機において安全基準が未実情であるため、 ま庁にしてはその大きき等から製品して安全性を制 断することは不可能である。歩行者として扱われ、歩道の 本やのため、通道を出き、海の音子をを組むした。 なのよう。近年では、 のであり、またに係る要件基準の緩和は認められない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度 対し、回答されたい。	実験エリアの地域特性をご考慮頂き、延済 検 資料のような危険性が低いと見込まれる 選については、実験ルートとして個員の最 和を認めて頂きたい。	5	1 0 2 日本空港ビルデング 東京都 2 0	整察庁
バテンコ響業店内に「貸 010090 玉・資イダル返却所を設 園」	風俗言葉等の規制及び業務の適 正で等に関する法律(関化22年法 博第122号)第23条第1項第1号	ばちんこ業業は、客に遊枝様又は遊枝メダルを し出し、客が遊枝様等で避枝をした結果に応じ 総工資品を提供する監索であるころ、その宮 の影響によっては客の対策の必要してそそる法 まさってる者は、あちかしかな安美泉の優別を まさってる情は、あちかしかな安美泉の優別を まさってる情は、あちかしかな安美泉の優別を が多そそもおよれのある近枝機の保証を いるほか、現金又は有価証券を賞品として提供 とこと、客に提供した資品を買い取ること等を考 出している。	を貸て で、 ボース・フロ電車店による社会資料活動の機連。 ド・パーンコ電車房内にパケンコ電車店とは無関連 の第二者以各種担倒水小のの第二者、公本を担倒水小のの第二者、公本を担倒水小のと固定を行い、選技客が作 車機利が取りためでは高いでして、 本のようなが、というないでして、 がより、これが、 がいり、これが、 がいり、 がりがり、 がいり、 がり、 がいり、 がいり、 がいり、 がいり、	整領庁の犯罪統計により、「はちんこ最高異数所」に対する凶悪犯罪が、いっこうに くならない現実を認み、に確定2年次、認知場件数26年)、再度ご確実をさせて目前 す。これらの凶悪犯罪を未続に防ぐ点にも、新しい資品支険システムを採用するしまり、もちいうにかりした設備のある・パシコの業に向けて資金・資水力の表別 を行うことが、多くの、パテンコフアンを図慮犯罪から守るためにく見み返しば用けまれる。 まがあると考えらんのであります。具体的には直接を対しな担保に対しておいました。 まがあると考えらんのであります。具体的には正は対しな担保に対していませる。 を関係が展開に定められた「資金・資メダル」と間等金額で、パテンコ電業区内で選挙 会第二者(社会経団は・NPO)が有限要して、パテンコ電業区内で選挙 会第二者(社会経団は・NPO)が有限要してといる不明確で・不保を立た向方式と呼 と考して、ゲアン国業の地表での選集機的、社会報は自分税の制度と行うことに、 リノケロー・ハルス・の選集機的、社会報は自分税の制度と行うことに、 リノケロー・ハルス・の選集機的、社会報は自分税の制度と行うことに、 リノケロー・ハルス・の選集機的、社会報は自分税の制度と行うことに、 リノケロー・ハルス・の選集を制度、「日本で生まれる業業に会選した基地」 パテンスが、世界中の人々によ当のパテンコの無しき集時。したを知っていただけ ととなり、その発展・ゲラン国業が、パラオケ・漫画・ゲーム、アンギのみとしていただけ ととなり、その発生・ゲラン国業が、パラフェルのでは、 のであります。	まとにし必を法す「採ば目よよ」、C	ばちんこ言意所内において遊技客の王又はメダルが現金で買い取られることは、ばちんこ言葉に関して現金が高島として提供されることもと同一板でき、島旅客製について書いるのが書からそくそうにもと同一板でき、島旅客製について書いるのが書からそくであった。 思わられない。			C					1 0 3 1 株式会社 玉越 愛知県	警察庁
バテンコ営業店が遊技者 010100 に貸出しを行う貸玉・貸 メダルルの最高限度額を 変更する	風俗営業等の規制及び業務の適 正代等に関する法律(開発犯力等法 情報124号) 近級及び業務の 正代等に関する法律施行規制(明 100年国家公主任等に関する法律施行規制(明 同の年国家公主任等と 同の年国家公主任等 号)第35条第1項第2号	ばちんご答案は、客に遊技様又は遊技メダルと し出し、客が選技場等で選技をした結果に応じ の問題によっては空の対象のと思いて、はちんご答案、 を受けなければなられないとした。表してそるか を受けなければならないととし、表し、答の対 のそそそも光生のある過去機の概念を禁止し いた。 のとそそも光生のある過去機の概念を禁止した。 のとそそも光生のある過去機の概念を禁止した。 のとそそも光生のある過去機の概念を禁止した。 のとのといるといる。 のとのといるといるとなる。 の表しないこと等の規制がなされてい もの。	注葉 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	現在の社会情勢を偲み、再度ご問案させて頂きます。バチンコの資金金額は開和 年(1978年以上、証値につき9円から、五1個につき4円を組えないことに改定されて、 来)に30年以上も設度しがなされておらず、バチンコフアンからは、異金額の上級 成定を登止するがかっておけます。たもそもゲッショ産はは時により担保した。 技術により営業を行っており、18歳未満の愛を考として立入ることを考止しているが は後により営業を行っており、18歳未満の愛を考として立入ることを別止しているが にあってはメダル・対域につき29円を見えない。全部の海圏内より、お客様の選択別 にあってはメダル・対域につき29円を見えない。全部の海圏内より、お客様の選択別 にあってはメダル・対域につき29円を見えない。全部の海圏内より、お客様の選択別 にあってはメダル・対域につき29円を見えない。全部の海圏内より、お客様の選択別 にあってはメダル・対域につき29円を見えない。全部の海圏内より、お客様の選択別 においまが表した。ない、大学、大学、これに日本が収集を展として設定 選択技であるため、再度提案をさせて頂きます。これは日本が収集を展とした場合 によったが表によったが、日本の大学の表が関係39年にはこれの上が表した。 は、日本の学の表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表	の遊等もがこれれない。 でい合た社定必初8年では最初8年で	ばちんご業果に係る遊技料金の引き上げについては、当該業業に ついて選し、答の射率心をそそるおそれが生じることから、認めら れない。			С					1 0 3 3 1 株式会社 玉越 愛知県 0 2	蟹繋庁
パチンコ常高店における 寛高高高温度 額の引上 げを認める	風俗営業等の規制及び業務の通 正代等に関する法律(開発の法律 (開発) (開発) (開発) (開発) (開発) (開発) (開発) (開発)	ばちんこ音楽は、楽に遊技様又は遊技がから し出し、寒が遊技様等で放送を上・結果に応じ 第二賞品を提供する業業であると、その窓 の市場によっては客の対争のを著しくそくるか。 選も力えずる者は、あらかじめ公安委員会の計 を受けなければならないことと、後、後、客の前 いるほか、賞品の磨棒の最高限度額が1万円は 超えないこと等の規制がなされている。	で業 業 そ そ イ イチンコ営業店が、遊技の結果に応じて賞品に して提供できる賞品の価格の最高限度に関す る基準を3万円を超えないこととする。 して	限在バチンコ書書店では、裏品として多種多様な品類えを行い遊技者に提供して ところではありますが、現在の責品の最高限度額は、甲啶2年にそれまでの最高額 額3千円から1万円まで引き上げられた後、20年以上が経過しており、今日に至る でその受益性の最終がなされたらか。最近の健康フルムの発表の高速のいく質点を り、製行の1万円を割えい場面の物品ではあがした遊技者に実施して、資金を に関する。これでは、10年の1万円を割えない場合である。これでは、10年の1万円を割えない場合を は実は現在の社会情勢を組み、40年との物品の上間を3万円に上げたとして、37年 (当年のと類でしている上にはならないと考えられるのであります。例は、10年の 日本は現在の社会情勢を組み、40年との物品の上間を3万円によりが出まる。 月間であるが、20年の10年の日本のでは、3万円の富むを開きる。 日本のと様々にの意といきがよっては、3万円の富むを開きるを 10万円の富む・個を記まといる。これで、3万円の富むを開きるを 10万円の富む・個を迎接者が護制した場合とかただけでは著しく計争のをそそられ は実によっては、3万円の富むと関係が多の場とが明まる。 10万円の富む・個を迎接者が護制した場合と、10万円の富む・個を迎接者が護制した場合とでいるがよりままた。 10万円の富む・個を迎接者が護制した場合とでいるパケンコ書店は当該なら対 様により担保をれた近日を発き返還し、業業を行っているパケンコ書店は当該なら対 によっているがよりまた。 10万円の富む・個を選集者を行っているパケンコ書店は当該なら対 ではったがまた。 10万円の富む・日本のでは、10万円の高さない。10万円の高さない。10万円の高さない。10万円の富むといるでは、10万円の高さない。10万円の高さないるはないるない。10万円の高さないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるな	関度まよ供用の皆のない、見る法性円CCCCである。 CCCCである CCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCC	ばちんこ言葉に係る言品の最高限度級の引き上げについては、当 該言葉について著し名の対率心をそそるおそれが生じむとも に、当該言葉が確博第に当たる行為を行っているとの評価を受け る可能性があることから、認められない。			С					1 0 3 3 4 株式会社 玉越 是知県 0 3 0	警察庁